

# 長崎県土木部・農林部・水産部との意見交換会

日 時 平成20年12月15日(月) 15時  
場 所 サンプリエール

## 【概 要】

### ☆協会要望事項説明

#### I. 建設市場からの「退出」支援制度の創設について

##### 協 会

先般、建設経済研究所が本会にヒアリングに来た際、倒産廃業等が避けられないという長期的見通しに立った上で、倒産・廃業支援ということを考えてくれないかということをお願いした。そのことが、表現は変わっているが、資料にある新聞記事となったのではないかと思う。企業の倒産廃業は社会不安・迷惑等を引き起こす。残された社員・取引先等に変な迷惑を掛ける。そのため、「廃業相談窓口の設置」「廃業手続に要する諸経費の支援」「従業員の再雇用の斡旋」等について、県としても検討いただきたい。この件は土木部だけではなく、労働部との関係も出て来るのではないかと思うが、過去においては、炭坑・造船・農業・漁業等の業界が収縮していくとき、社会構造の急激な変化に何らかの手を打つということがなされている。炭坑については閉山交付金というのがある。是非金額の多寡ということではなく、姿勢を出していただければと思う。

こういう「退出」支援ということを出し出すことの重さを考えている。はっきりとした姿勢を出すべきではないか。新分野進出とかワンストップとかいっているが、これらにはそれほど期待されなかった。この件についても、利用者があるかどうかは分からないが、こういう支援制度を考える環境にあるということをお知らせを送るということは重要ではないかと思う。

#### II. 最低制限価格の引き上げについて

##### 協 会

先日、県議会経済労働委員会との意見交換会に本会からも出席し意見を申し上げた。主な内容は、平成10年度に790社あった本会会員数が現在では、431社と54%まで減っている。これは、公共事業費の削減の影響といえなくもない。又、経常利益は、土木建築併せたところで、平成10年度が1.8%あったのが、平成19年度は0である。仕事も減ってる上に企業も全く利益を出していない。これは経常利益であるので、営業利益はマイナスと思われる。更に、建設業の倒産率は全国で一番高い。公共事業の労務費

も全国で一番低いという中で、経営状態が大変厳しくなっている。色々法律はあるが現実として非常に厳しい経営を強いられている。現在本県の最低制限価格は基本的に85%と伺っているが、90%を超えないと経営できないということが分かってきたので、地域の経済対策という意味も含めて是非最低制限価格の引き上げについて検討いただきたい。

### Ⅲ. 総合評価落札方式について 協 会

総合評価落札方式については、本会に検討委員会を設け、どのような結果が出ているのか調査し、検討を行ってきた。その結果一定の成果を得た。先ず、総合評価落札方式を採用する工事が現在、金額では1億円以上になっているが、2億円以上の工事を対象としていただきたい。基本的には2億円未満については一般競争入札にしていただきたい。次に、ある種の大きな工事については、分割発注をして件数を増やす。あるいは、ものによっては、分割発注することによって、1億円以上の工事であっても総合評価落札方式の対象とはならないことになるので、分割発注について検討いただきたい。又、現在JVは3億円以上が基準となっているが、件数・規模が小さくなった現状を鑑みて、2億円以上でできないか？等を考えている。各々会員の中でも賛成・反対の意見がある。又、メリット・デメリットもある話であるが、こういう問題を検討しながら、新年度からの総合評価落札方式を組み立てていただきたい。

また、あまりに総合評価落札方式で受注する業者が偏るということについて不安がある。理屈としては総合評価落札方式というのは、価格と品質のトータル、バランスの優れたものを選ぶということであるが、実際には最低制限価格で金額がある水準に張り付くので、施工計画とか企業評価とかの加算点の部分だけでの競争になっている。そうすると当然偏る。これを避けていただきたいというのが我々全体の合意である。我々は公共事業するということは県民に伝えるという使命感も持っている。システム上は優れたところが受注するが、仕事は、配置予定技術者だけで仕事をやっているわけではない。企業というのは、総合力、会社が支援しトータルに仕事をこなしていく。そういう意味では、企業のトータルの能力が落ちるということはなかなか反映されないが、現在の偏ってしまう方向性からもう少し色々な業者が受注できるようなシステムができないか。そういう意味では、マイナス要素の追加というのは偏りを制御するという役目になると思われるので是非検討いただきたい。

後、施工計画の配分、技術者の能力、企業の施工能力における従業員数の細分化、こういう意見が部分的にはあるが、大きな基準には、部分的な見直しをしても結果としては、判断が大きく変わる、序列が変わるということにはならないという実態をシミュレーションして掴んでいる。そのために受注に対してトータルに判断していただきたい。

企業の施工の力評価項目における「経営力」の評価については、企業の評価は色々あるが、経営事項審査・主観点には「経営力」があるが、総合評価落札方式にはない。拡大解釈すればあるといえはるが基本的にはない。この点について会員からも何らかの形で「経営力」というのを追加する必要があるのではないかという意見が出ている。

#### ☆長崎県土木部資料説明

##### 長 崎 県

別添資料に基づき説明。

ご指摘の受注の偏りの是正については、年度当初からは、当該年度受注額を年間平均完成工事高で割った数値が1を超えると評価しないということを入れていたが、色々と検証を行った結果、これでは十分ではないのではないかということで、12月1日以降の公告については、当該年度受注額を5カ年平均受注高（H15～H19：土木部、水産部、農林部発注の対象期間内に完成した土木一式の工事：2億円未満の場合は2億円）で割った数値が1.25を超えたものについてマイナスする評価を導入した。

#### ☆協会要望事項Ⅰ・Ⅱへの回答

##### Ⅰ. 建設市場からの「退出」支援制度の創設について

##### 長 崎 県

これは思い切った提案をいただいたと思っている。県の方でそういう体質を積極的に旗を振るとするのは非常に難しい。今回このような提案を受けたということは県も真剣に受け止めていく必要があると思っている。聞くところによると非常に厳しい中、退出するにも退出できないようなこともあるやに聞いているので、今回の提案を受け、部内においてどのような方策がとれるのか検討させていただきたい。雇用関係が厳しい中、県が旗を振ると雇用の場を狭めるのかということが出てくるとちょっと難しいということもあるが、今回の提案は非常に重みがあると考えているので、是非検討させていただきたい。

##### Ⅱ. 最低制限価格の引き上げについて

##### 長 崎 県

本県は全国に先立って、85%と一番高いところで設定している。ただ県としても売上高の経常利益率についても殆ど利益が出ていないということも承知している。19年度は営業利益率はマイナス0.1か0.2%ではなかったかと思う。そのような中、色々な面で努力していただいているということは認識している。一方で、昨年度から協会の協力を得ながら努力しているのが公共工事の設計労務単価をいかに引き上げていくのかということである。この状況については、お陰様で棄却率は非常に低くなったということは一定の成果と思うが、最終的な単価の下げ止まりまではまだ至っていない。

今後も協会の協力を得ながら取り組みを続けていきたい。ただ気になるのは、先般九州建設業協会の会議に出たが、積算は従来かなりの部分が歩掛かりと  
いて、一定の員数に対して設計労務単価を掛けていく方式から、市場単価  
方式の材工込みの単価が入ってくるという形になってきている。そうすると、  
設計労務単価ではなく市場の施工単価が積算に反映されるということになっ  
てくる。かねてから全国的な低入札傾向の中、これが施工単価にデフレスパ  
イラルのように反映されてきているということが、県が85%に設定しても  
業者は厳しくなっているという状況もあるという気がしてならない。これに  
ついては国へも自分は意見を申し上げた。国が85%を上限とするという低  
入札調査価格の上限の見直しも・・・、従来の歩掛かり方式から市場単価方  
式に移ってきているのならその辺も少し考えてもらわないといけないとい  
うことも申し上げた。非常に厳しい状況にあるというのは現実であるので県と  
しても色々と研究をしながら皆さんの期待に応えることができると考える  
ので、今後も、過去の決定した今のラインの考え方等々も踏まえながら研究  
したいと考えている。

協 会

最低制限価格の引き上げについては、協会会員の総意として、是非、緊急  
経済対策あるいは試行という形でも採用いただきたい。

Ⅲ. 総合評価落札方式について

協 会

対象金額を、現在の1億円以上というのを2億円以上にできないものなの  
か。現在の1億円以上というのは試行と聞いており、2億円以上にできない  
のか。

長 崎 県

九州地方整備局長から知事宛にきた平成20年度道路局所管交付金決定の  
通知の中に、「本事業の実施にあたっては、品確法に則り経済性に配慮し、  
価格以外の多用な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約  
を行い工事の品質を確保されたい」ということが書かれてある。要は、品確  
法に則ってやってくれということ。はっきり明文化されてはいないが、品確  
法という法律が制定された重みは重みととして考えて行かざるを得ない。中  
でいかに工夫をしていくのか、この方針の中でも各自治体がどのように取り  
組んでいくかと、示されている中でやれるものを作ってはどうかとい  
うことが書いてあるので、全く一定の額ではやらないというのではなく、や  
り方をどのように工夫していくのかということも含めて考えて行く必要があ  
る。国は原則全ての工事で総合評価落札方式行っていると聞いているが、県  
はそういうことを色々と、法律に反しない中でどのように整合を図っていく  
のかということは考えていく必要があると思う。

## 協 会

そのように認識はしているが、1億円・2億円という考え、非常に特殊な工事は総合評価落札方式でしなげればと思うが、単純な工事でも1億・2億と、最低制限価格85%の中でランダムをして入札を行っている。こうしていくと、85%の世界で業者が戦っている状況である。そうした中、1億円で切られると、その85%の8千5百万円で死闘を繰り返しているという状況である。2億円の工事の中にも一般競争でいいのではないかという工事もたくさんあると思うが、その辺を行政が認識して分けて、これは1億円未満でも総合評価落札方式にしなげなければならないような大変難しい工事であるということもある。そのあたりは、1億円で切られているが、今現在でも1億円未満でも総合評価落札方式で行っているということである。我々が会員に指導するのは、1億円だから1億円以上が総合評価落札方式と指導していた。ところが、農林部発注では、6千万円でも総合評価落札方式で発注されている。県の目標とする発注件数に達するためには5千万円でも総合評価落札方式にしなげなければならないという結果が出てきているのではないかと思う。我々が指導する場合は、県は一本とっているから、県で決まったから間違いないという指導をしている。だから、2億円以上として、非常に特殊な工事は総合評価落札方式とする。色々な国の制度があるが、地域には色々な事情があるので、指導をしていただき、なるべく一般競争入札にして沢山参加させて、85%の世界でも・・・これは仕方ないと思うが、1億円以上ではなく2億円以上に・・・、そうしないと、総合評価落札方式が多くなると地元業者に点数をつけてもらっても足りない。長崎の方が点数が多い。そのあたりをもう少しバランス良くできないものかお願いする。

## 協 会

協会としても、「くじ」での落札は良くないということで総合評価落札方式をお願いした経緯もあるが、4月からの試行において受注が偏る現実を受け、大半の業者が総合評価落札方式では受注できないという話になっている。総合評価落札方式については、まだ色々な問題があると思うので、色々検証しなげなければならないため、2億円以上としていただき、しっかりと検証し、これで十分だというものができたら、引き下げるということにしていただければ大変有り難い思う。

## 長 崎 県

県としても、業界の意見は大切に承らなければならないと考えている。一方で、品確法と事業を実施する上で、こういう方法でやってくれということも言われている。県としても決して偏る入札結果をもたらすということ为前提としているということではなく、先程説明したとおり、従前ではなかなか管内業者が受注できなかったのが、現在は総合評価落札方式の効果が出てきているのではないかと思う。一つは、規模の中でどのように現れていくのかと

ということもあるのかも知れない。1億円からWTO対象工事までの間を同じ物差しで見なくて、例えば、ローカルはローカルの中でもう少し工夫をしていくのもあるのではないかという気もする。

協会

分割発注について、例えば、1億5千万円の工事を半分に割ると1億円を切るので一般競争入札になるのではないかということである。できない工事も当然あるのでできるものはということである。

長崎県

分割発注も一つの発注の工夫と考える。具体的には、工事の中身にもよると思う。一つの構造物を真ん中で割るということもなかなか難しいし、基礎と躯体を分けるとかということもあるだろうし、その辺は、案件の中身等を考えていきながら、工事の1件ごとの発注の仕方については意見を伺いながら工夫するところは工夫したいと考える。

協会

JVは基準が3億円と聞いているが、工事の規模が小さくなる、あるいは件数が少なくなるという状況の中、親であれ子であれ受注機会を増やしてもらいたいという声が強くなってきている。現在の3億円から、例えば2億円ということで検討いただけるか。

長崎県

本日具体的に申し上げるのは難しいと考える。分割発注・JVの要件の見直しは、昨今の状況の中で受注機会をどのように確保していくのかという提案と考える。どのようなやり方がいいのか部内で検討してみる。

協会

本日の県からの資料の中に、受注高を評価基準に反映させるということであるが、年間平均受注高を分母においた計算では、グラスを重ねた一番上から水を注ぐと上から順番に一杯になっていく。それと同じようなことになるのではないかと思われるが・・・。

長崎県

改訂前は、2年間または3年間の公共工事、民間工事の完成工事高の年間平均完成工事高であったが、今回は、これを5年間の平均受注高を分母にしている。

協会

平均3カ年と5カ年の違いと、完成工事高と受注工事高の違いだけであっ

て、それでも先程申し上げたように準則型というか、順番での受注になるのではないかと我々は分析した。我々が別案として考えているのは、仕事の大小にかかわらず受注するごとにマイナスポイントをつけていくという方法である。大きな会社が大きな工事を受注するのも小さな会社が小さな工事を受注するのも同じかということになるが、我々は加算点で調整しようとは考えていない。企業規模に関係なく同じ取り扱いをする。この結果がどうなるかということ、各業者が自分の会社に見合った工事を選ぶということである。大きな規模の会社で点数が高い業者は小規模の工事に手を出すかな？ということである。大きな工事も小さな工事も同じマイナスポイントが付くとなると、当然大きい工事を狙うと思われる。そうではない会社は自分に見合った工事を狙うということ想定しながら企業活動を行うのではないかと思う。加算点制御方式よりも企業の判断に任せる方がいいのではないかと考える。今回の改訂が3月までの暫定ということであれば4月からは是非そういう判断を取り入れていただけないかということ色々研究している。

施工計画の配分については、要望として上げてはいるが、色々と試算してみた。施工計画をゼロにしたらどうなるかとか、点数を変えてみたりやってみたが大雑把に言うと変わらない結果となった。元々施工能力の高い会社はいい技術者を出してくるし、施工計画も立派なものを出してくる。ほぼ現状と似たような形になってくる。そういう中でどうするのかというのが悩みであるが、協会としてお願いしたい基本的な考え方は、極端な偏りがないようにしていただきたいということである。これまで仕事をしてきた会社が可能性としても1件も受注できないというシステムは忍びがたいので、極端な偏りが出ない方式を是非取り入れていただきたいというのが総意である。

細かいところを色々変えても効果が出てこない中で、オーバースペックについては過度なものにならないような形を当然考えていただいていると聞いているが、その点を煮詰めていただきたい。

## 協 会

配置予定技術者・企業の表彰については、知事表彰・機関長表彰のみを評価対象としているが、国土交通大臣表彰・地方整備局長表彰・出先機関表彰・市長表彰等色々あるので、表彰の点数が知事で3点、機関長で1.5点と大きいのでそこまで拡大していただくことはできないのか。

特に配置予定技術者は、現場の最前線で日々頑張っている。技術者は建設産業において絶対必要なものである。これら技術者にもう少し光を与えてやる必要があるので、表彰対象の枠を広げていただきたい。それが最大の喜びではないかと思うし、そうしなければいけないのではないかと思う。枠を広げることによって偏りが少しでの減るのではないか。企業についても同じことだと思う。一次官庁・監督署にも表彰はあるのに何故県だけという偏った評価をするのか。建設業の倒産率が全国で一番高いということはリストラされた技術者が居るということである。50歳代で県以外の表彰を受けた優秀な

技術者であっても、知事表彰・機関長表彰のみが対象であれば再雇用できない。再雇用先をつぶしてしまっている。

また、若い技術者の問題について、国は監理技術者と現場代理人の配置予定も認めているが県は監理技術者のみとなっているので、は若い技術者加点されない。10年以上の雇用も点数が高いが同一事業所で10年となっている。これも再雇用の目をつぶしてしまっているのではないかと考えられる。表彰対象の枠を広げることによって偏りが少しでもなくなるのではないかという考え方を持っている。

## 長 崎 県

技術者の表彰の問題については、どのような表彰があるのか調査させていただく。現在は知事表彰・機関長表彰のみである。表彰は、75点以上の工事で休業4日以上事故がないものを優秀工事の対象としている。地方機関長から推薦をもらい、それを本庁の建設企画課、農村整備課と該当しない地方機関（長崎土木からの推薦であれば長崎土木以外）の検査指導官をチームにして、再度現場を見て、現場の技術者からもどのようなことに留意して施工したかなどヒアリングをして改めて評価した点数と工事成績評点を総合的に並べて、この点数を基に関係部長による表彰選定委員会に諮って知事表彰を決定する。現場を見て、地方機関長表彰として好ましくないという現場の中にはあるので、そういう現場は好ましくないということも言うし、地方機関長表彰として特に意見はないということも言う。そのような経過を持って表彰者を決定している。今回表彰についても色々意見をいただいているので県としても中身についてももう少し皆さんに分かり易いように、各現場で努力していただいたことが反映できるよう持って行く必要があると考える。

新年度からは、工事成績評定の考え方をより皆さんに分かり易くなるような方式に変えることにしており、そこも含めて意見を伺いながらやっていきたいと考える。枠の拡大については、調査をし、基本的にはいい工事をした技術者が正当に評価されて現場に配置されれば受注につながっていくような、いい意味での循環ができるよう制度の組み立てが必要なのかなと考える。現場代理人の取り扱いについては、現場代理人は法的に言えば、技術者でもいいし、現場での社長の代理をされるということで技術者でない方も良いことになっている。かなりのところが技術者を配置されているのかも知れないが、技術者であれば提案のような評価するように新年度は枠組みを考えていきたいと考える。

## 協 会

従業員の細分化について、現在、50人以上、30人以上50人未満、30人未満という区分になっている。配置予定技術者の勤務期間が、資格取得後現所属企業に10年以上、5年以上10年未満、3ヶ月以上5年未満という区分になっている。ある地区では30人以上従業員がいる企業がないとか、

配置予定技術者における判断も現在状況ではなかなか10年以上というのは難しい。廃業倒産した企業から移動するとか流動的になっている現状を考えると、現状に見合った区分を考えていただけないか。元々この数字の配点そのものが、これで差をつけようとは考えていないのではないか。大体みんな似たような数字になるようにしてあるのではないかという気もするが、元々これを決めた時点でのことも含めて説明願いたい。

## 長 崎 県

従業員数は、2年ほど前にAランクの会社の1社あたり平均従業員数を調査した時が確か30人前後だったと記憶している。それを一つの目安にして、それ以上であれば・・・、早い話県内雇用努力している企業は評価しようという考え方で、そこが30のボーダーであったと記憶している。

継続雇用期間については、当時色々議論があったことは記憶している。同じ企業に長く勤めている方を社内的に高く優遇していただけないかという環境も一つあっていいのではないか、雇用の流動化を県が促すということがあっていいのかというようなことがあった。昨今の状況とは少し違う状況であった。他意があってということではなく、永年同じ会社で苦勞した方をそのような評価をするということにすれば、社内的にもそれなりに評価をしていただけるような形になっていくのかなということが当時部内で協議した経過だったと思う。今回こういう提案があったということについては応えていくべきと考える。

今後、総合評価落札方式については、第三者の方にも入っていただいて色々議論していただくということも考えている。その中に県からも材料を出しながら・・・、当然協会からも参加いただくように考えており、その中で色々議論していただいて一定の方向を打ち出していきたいと考えている。

## 協 会

各社の人員も減ってきている環境、配置予定技術者については、雇用ということで説明いただいたが、配置予定技術者はあくまで個人の評価と思うのでその辺が一緒になるのかな・・・、その辺の整理は現状に合わせて再度必要かなと感じている。

企業の施工能力の中で、現在は、間接的に企業の経営年数、従業員数とかで経営力は反映しているとのことであるが、企業の経営力というのが入っていないので、何らかの形で入れるのがいいのではないかという意見もある。具体的には、Y点とか自己資本比率とかがあるかとは思いますが、Y点にしても自己資本比率にしても単純に評価していいか問題点はたくさんあると思う。であったとしても企業の施工能力の中に入れてはどうかという意見もある。

## 協 会

経営力というのは国土交通省には入っていないことは承知しているが、

国と県では違うのではないかと思う。本県は建設産業自体が地盤沈下している。生コン会社にしても生コンの二次製品会社にしても色んな問題点が出ているのは報道されている。これらの会社も公共事業のパイが減ってきていることは十分分かっているのに、固定経費の削減を行っているのにそういうことになっている状況は何なのかということで、資材関係の下請け会社から話を聞いた。要は、受注する会社の経営基盤が安定してもらいたい。そういう会社が受注するとリスクは回避できるということ。手形が信憑性があるかどうかということ。売り上げの増加、利益の増加が望める状況ではないので、リスクの回避だけでもしなければならないのにどうなんだと。総合評価落札方式では、そのところが一切加味されていないのではないかという答えがあった。本県の建設業界の倒産率が全国1位という状況下では、益々倒産が増えていく可能性は十分ある。ここをクローズアップしないで建設産業自体が生き残れないのではないかと考える。品質を確保するというのが品確法であるならば、瑕疵担保期間が契約上明確にされているが、竣工検査をしてその会社が倒産してしまえば瑕疵担保がキープできるのかと思う。品質の確保は瑕疵担保も含めての確保でなければ品確法本来の趣旨が消えてしまうことになるのではないかと思う。そういった意味から経営の安定ということは、従業員だけではなく、本来企業の経営とは何かということと財務内容以外にはないと考える。これが何なのかは今後大いに検討していくべきであるし、本県の建設産業界の状況ではこれを考えずに現行スタイルだけでいったら産業自体がおかしくなってしまうと思う。折角生き残っても材料屋がいなくなってしまう、優秀な下請けがいなくなってしまう、ということになれば残っても潰れる。そういう状況になりはしないかと考える。是非ともこの課題は徹底的に検討していただけないか。勿論協会としても考える。

#### IV. その他

##### 協会

総合評価落札方式は、価格と品質に総合的にバランスがとれたものであるということになっているが、金額がみんな1%以内に張り付いてしまい実際にはその二つのバランスというのは評価できなくなってしまっている。価格競争がなくなってしまうことについて何らかの方策がないのかと検討している。

##### 協会

品質重視で価格の競争は弱くなっているのではないかとということで、各区の競争を持たせるにはどのようにしたらいいか考えた。それにはランダム幅を広げるとか、加算点を低くするとかを取り入れれば価格の競争が取り入れられるのではないかという考えを纏めている。色々シミュレーションしてみたが、最低制限価格を上げていただきながらランダム幅を大きくしていただきたいと考える。

## 協 会

昨年度の試行から続いていいるが、やはり偏る傾向が出てきていると考える。地域の中のトップクラスは次から次に総合評価落札方式で受注している。今後も受注して行くであろうというような結果が数字として出ているので、地域の中でも配分ができるようなことをしていただかないと、1社だけが勝ち残るとい結果になりつつあるなど考えるので、特に離島地区は考慮していただきたい。

地方局の改修工事で参加者2社だった。2社ではなくもう少し幅を広げていただきたい。建築では、売上げが減少してAランクからBランクにかなり落ちている。その辺のところをもう少し引き上げることが考えられないのか。技術力はあっても売上げダウンでランクが下がっている。ある程度の規模の会社を想定して総合評価落札方式で公告されたと思うが、実質は2社しか応募しなかった。こういうことでいいのかなという疑問がある。

## 長 崎 県

2社しかいなかったということで県としてもその点は感じている。応募条件は県内ということで行ったが2社であった。他の離島でも同様の案件があり、参加できるような形も考えながらやっている。

## 協 会

地域性については色々な配慮をしていただき、先程の県の資料では73%が管内業者占有率となっているが、本会での調査ではもっと高い数字になっている。というのは、長崎支部会員が大瀬戸土木事務所の工事を受注すると大瀬戸土木事務所も長崎支部の管内であるため、そういうことを考えるとおそらく90%以上になるのではないかと思う。そういうことで地域の優遇というのは強く出てきた結果になっている。ただ逆に出過ぎるのではないかという話も出てくる。というのは、工事量が少ない地域の業者は出ていけないということになり、非常に悩ましい問題であり、諸刃の刃というようなことがある。

書類の簡素化に取り組んできたが、その中で一定の成果を得るようになってきているが、もう一点残っているのがサークの重点監督、Gメン関係で必要とされる書類が、当初は、40数件のチェック項目であったのが現在は120項目ぐらいに増えているとのこと。かつ、重点監督の対象となる工事が非常に多くなっているという中で、書類簡素化における最終的な障害になってきているので、重点監督を減らす方向を出していただきたい。

## 協 会

県の深い理解で、やるべきところからどんどん簡素化していくという方針を出していただきお礼申し上げます。随分軽減されるものと予測するが、簡素

化検討委員会に県から出席していただいている方から、ナークの問題についてだけはどうしてもその場では答えを出すことができないので、協会から本庁に話してくれとのことであった。委員から現場における簡素化の非常なネックになっているのがGメンと重点監督である。これを何とか簡素化してもらえないかという要望であった。聞くところによると、重点監督はざっといえば85%に1.05を掛けた数字が基準値と聞いている。要するに90%を少し切ったところにラインがありそれ以下は全て重点監督になるという計算式であるらしい。ほとんどの工事が重点監督対象となり確認頻度が上がってくるという状況である。これをもう少し検討していただけないか。計算方法が1.05でいいのかどうか。これを変えることによって該当する工事件数が減るのではないかと考える。施工Gメンは適正化法において設置されたと認識している。当時は40～50位のチェックリストであったと記憶しているが、現状では120を優に超えている。要はGメンが品確法にも入り込んでいるということである。品質・工程・安全管理全てのチェック項目を入れるので120を超えることになる。それは施工Gメンの役割ではなく、重点監督業務ではないのかと思う。重点監督は低入札価格調査の中で出来たということは承知しているが、法律のウエイトからいうと適正化法に基づくGメンであって、重点監督は品確法が出来たのでそれに充当させるという役割分担がうまくできておらず、重複してしまっているのではないかとということで現場が非常に書類が多くなって、これを出来るだけ少しでも削減してもらえば現場は助かりますという強い要望があった。そうしていただくと毎日10時・11時まで残業しなくて済む、竣工検査前に1週間徹夜する必要もなく家に帰れるとのことであった。

これも委員・現場員から聞いたことであるが、指名停止の問題である。なんとか、指名停止の中に文書注意若しくは口頭注意というのを作ってもらえないかという強い要望がある。要は、ペナルティだけではなく、頑張ってるけど事故を起こしてしまったが、普段頑張っているのに……。そうすることによって、頑張っておいて良かった、もっと頑張らないといけないと安全管理の書類・日々のパトロール・指示・KY色々なことにもっと頑張らないといけないという気持ちになるのではないか。それにより、今まで余りやっていなかった業者も、その会社は何で文書注意・口頭注意で済んだのかということに気づけば自社はもっとしなければならないという気持ちになってくるのではないか。そうすることによって行政と受注者の最大の目的である事故を減らすことが出来るのではないか。すでに国交省ではやっている。その傾向があったから事故が減ってきていたのではないかなど思っている。そういう機運になるような制度の創設をしていただけないかということが技術者の立場から強い要望があるのでよろしく検討をお願いします。

長 崎 県

重点監督とGメンの問題であるが、基本的には新たな書類は生じさせない

としている。確認するということを報告してもらえば・・・、それは重点監督をお願いするナークの職員自らがやればいいと考える。それと、県の職員もいくつもの現場を担当しているので、業者から段階確認をしてくれといわれてもタイムリーに対応できるかということがある。県の職員にやらせるとなると、ワンデーレスポンスといいながら業者に手待ちをさせざるを得ないことになる。事前に予定が入ってくればそういうこともある。そういう意味では、県が考えなければならないのは、どうすればうまくいくのかということ。平面的に、居るから邪魔だということではなく、お互いがどうすればより良い仕事がスムーズに出来ていくのかという物事のとらえ方が必要ではないかと思う。決して業者の現場の日常の業務を邪魔するために重点監督を配置しているわけではないということでも理解願いたい。本日もナークの理事長と話したが、良いものを県民にどのように届けていくのかという目的を考えたとき、それぞれがどういう役割を果たしていくのか。そここのところをもっとお互いが認識する必要あるのではないかという気がする。Gメンもそういう意味での話と思っている。中には見直すべき内容があるのではないかということは先日の会議でも申し上げた。例えば、建退共については、現場で作業している方に証紙がきちんと渡っているかどうかということは、帳簿がどこにあるかということとは関係なく、きちんとしているということが確認できればそれでいいと思う。業務を邪魔するというのではなくお互いがそういう視点で業務を進めていかなければ建設産業そのものが就業者環境改善につながっていかないということもあろうかと思う。他にも見直すべきところは確かにあると思っている。Gメンもそういう意味で、どのように良い仕事をやっていくのかというような視点を併せ持つていけば・・・、業者と対立軸ではなく共通部分を持った中でより良いものを、良い品質の構造物を作っていくということに繋がるのではないかと考える。本日この場で話をするのはなかなか難しいところがある。ナークも欠席裁判でこういう話をされても非常になかなか難しいところもあろうかと思うので、改めて本件に関しては・・・、県が文書で取り交わしてそういうことを確認をし、協会会員に通知したという趣旨は、お互いに齟齬がないようにということであのような整理をした。それがまだ徹底されていないということであればもう一度初心に戻ってお互いがどういうことを果たすべきかということを再確認し、そういう魂をお互いが共有していくことが必要ではないかと考える。

## 協 会

要は、県民・国民に対して良いものを造るという共通理念を持ち合っていくことだと思う。パートナーシップと思う。これを持つためには、本当にチェックリストが増えていくことがいいことなのか、それが却って良いもの作っているのかという現実である。チェックするだけではなく、どうすれば良いものが出来るのかという理念がナークも入れて是非やらせていただきたい。要はそこだと思うしそれが答えだと思う。

長 崎 県

事故に関する指名停止の件については、そのような提案をいただいたので部内で検討したいと思う。

協 会

工事を施工していると、追加工事とか減額とか色々ある。減額についても増額についてもなかなかうまくいかない。担当者がしてくれと言ったのですが、後で、サービスだと、見てもらえないということが非常に多い。稟議書を上げても戻ってこない。国交省はワンデーレスポンスで1日で戻ってくるというのが一般的には、1週間たっても戻ってこない。これは何かなと思ったら、現場の担当者が仕事を知らない。このため、測量会社に尋ねる、色々なところに尋ねているのだろう、勉強もしているのだろう。だから一つは、県の職員も勉強会をして勉強していただかないと、全然駄目である。結果が戻ってこないことで現場は休まなければならない。工事をしても増額にならない、稟議書を上げても戻ってこない、そのことを強く言うと工事成績評点が悪くなる。65点以下は指名停止だと、馬鹿みたいな話をみんなやっている。これはどこに訴えればいいのかと思う。ひどすぎる。どこに訴えればいいのか、誰に言えばいいのか、それすら出来ない。言えば点数が下がる。このことはどこの地区であると思う。一生懸命やって回答が来ないということが。だから、研修会なり、なんなり県の方でやっていただかないと……。業者は監理技術者をつけるとやかましく言われる。県の職員は持たなくていい。発注者だから……。これも不公平であるので、勉強だけでもしたいただかないと、役所の中でアンケートを取ってもらえないか、増額を認めないサービス工事がものすごく多い。言うとなんか点数が下がるので我慢している業者が多い。苦情の窓口だけでも、誰かに聞いてもらいたいという。ここが窓口なのでここに行って相談してくれと作っていただきたい。

長 崎 県

その件は具体的に建設企画課長がこの会議が終わった後にする。しっかり対応する。

長 崎 県

設計変更等に関する相談窓口を、各出先機関に検査指導幹を窓口にしている。そういう話を伺ったので、出先でも結構であるし、建設企画課でも結構であるので是非相談願いたい。

協 会

県外業者が法面工事と橋梁工事を受注するケースが結構ある。そこの対応を今後どう考えているのか。法面では県産品を使えと指示が出ているが、殆

ど県外からの基盤材とかを使っている。地元にも実際にあるのに・・・。  
建設業法上の技術者の資格を経審では2業種しか認めていない。地方では、  
1人の技術者が数種類の資格を有している。折角勉強して取得しても持ち腐  
れになっている。取得している国家資格は全て反映していただくよう検討願  
いたい。

総合評価で海上工事をする場合、起重機船と作業船を考えてあるが、海上は  
それでいいが、陸上の方には、バックホーを何台所有とかダンプトラックを  
所有とかがない。陸上業者はなかなか海上に行けないが海上業者は簡単に陸  
に上がってきて仕事をしているということもあるので、その辺も検討してい  
ただきたい。

海上工事で、船員保険というのがありますが、社会保険から船員保険に移る場合  
は、今まで掛けていた雇用保険がその時点でゼロになる。掛け捨てになるた  
め、なかなか現在の職員を船員保険に移すのが難しい。平成22年4月1日  
から継続性が出来るような法改正がなされていると聞いているので、現在総  
合評価落札方式は試行中であるので、できれば海上工事における船員保険を  
平成22年3月末まで凍結していただければ助かるのでよろしく願います  
る。

## 長 崎 県

県外業者の件については、そういう要望があるということ承っておく。  
経審における2種類というのは、経審上は2種類しか入っていけないという  
ことで、県が入札で資格を求めるのは持っている資格は全て認めており、参  
加することに差し支えはない。経審では複数の資格を有する人も2種類まで  
しか掛けないということで、資格自体がなくなるということではない。  
海上工事の件については、本日は建設業協会との意見交換であるが、港湾漁  
港建設業協会の方もいるので、その辺は是非業界の中で整理をしていただき  
て・・・。本日ここで仰るとおりとか言うのは非常に課題がある。業界団体  
の中で議論していただけて整理していただければそれを承る。

以 上